

第1回 まちなか楽市

秋晴れのもと2000人が賑わう

佐野産ベイゴマ大会を開催



夢中になってベイゴマを回す子供たち

次回は

12月16日(日)

佐野商工会議所では、十月二十一日(日)、「第一回まちなか楽市」をJR佐野駅舎跡地西側広場において開催、秋晴れのもと大勢の人出で賑わった。

また、物産展・フリーマーケットの出店者を募集しています。出店希望の方は、当所(☎二二一五五一)までお電話下さい。

中小企業のための火災共済

あなたを力強くバックアップ

栃木県火災共済協同組合は、県内の中小企業が相互扶助の精神にもとづき、自らの団結の力で自らの財産を守ろうとする組織で、営利事業ではありません。しかも、一県にひとつし

労働時間等の相談・面接指導制度の概要・具体的な対応策等

当所で個別相談会開催

平成十八年四月一日から施行の改正労働安全衛生法においては、過重労働による健康障害防止措置として、事業者に対し、一定時間以上の時間外労働を行った労働者の会費を完納して税金の滞納がないこと。市内で同一事業を二年以上営業し、二期以上の決算申告がなされている事業所です。

か認可されない極めて公共性の強い組織であり、大規模な災害に際しては、県の支払い保証や金融機関の融資保証がなされており安心です。いわば、中小企業対策の一翼を担っている組織であると言えます。

店舗併用住宅、店舗、事務所、作業所などの建物は...

◎一般販売店舗や危険割増のない建物の場合(100万円契約あたり1年間のお支払いは...)

建物の構造別	鉄骨耐火造(1級)				鉄骨造(2級)		木造モルタル造(3級)		木造(4級)	
	建物	動産	建物	動産	建物	動産	建物	動産	建物	動産
普通火災共済	310	-	550	1,260	1,930	2,210	310	-	550	1,260
火災共済	-	440	550	1,260	1,930	2,210	-	730	840	1,550

◎普通物件は、職業・作業の内容によって上記の他に割増料がかかる場合があります。それぞれお問い合わせください。

専門家による個別相談会を月二回、来年二月まで開催。個別相談会に関するお問い合わせは、当所(☎二二一五五一)まで。(小倉)

事業主の退職金制度 税制上のメリット満載

小規模企業共済

小規模企業共済

無担保・無保証人 マル経資金 国民生活金融公庫の融資制度です。最近二期分の決算書・確定申告書を提出の上、当所経営支援課までご相談下さい。

●国民生活金融公庫の対象業種であること。環境衛生業(飲食店・理美容業等)は運転資金のみ利用可能。●連続欠損及び借入過多の場合、ご利用頂けない場合があります。

この制度は、当所が推薦することにより、保証協会の審査がスムーズに進みます。●貸付方法は、証書貸付・返済方法 分割返済・借入利率 金融機関所定利率・信用保証料 年〇・五〜年二・二%

小規模企業共済制度とは、個人事業主又は会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

【加入資格】 常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主及び会社役員。一定規模以下の事業組合・協業組合の役員。

【加入後の節税額】 1. 千円〜七万円(五百円刻み)で加入後増額できます。減額する場合は、一定の要件が必要です。

年末資金のご相談はお早めに 一日公庫ご案内

佐野商工会議所では、国民生活金融公庫佐野支店と共催で、事業資金に関する相談会を開催いたします。

日時 11月16日(金)午前10時〜午後4時 場所 佐野商工会議所 3階 第5小会議室 相談員 国民生活金融公庫佐野支店職員

相談内容 運転資金及び設備資金のお申込みについて 年末資金のお申込みについて 創業及び新分野進出向け事業資金のお申込みについて 他

その他 参加希望の方は、事前に電話にてお申込下さい。お問合せ先 佐野商工会議所経営支援課 ☎22-5511

これは、当所と足利銀行、群馬銀行・佐野信用金庫・東和銀行・栃木銀行・栃木信用金庫の市内金融機関及び商工中金足利支店との提携により実現したもので、提携金融機関から優遇された条件で融資を受けることが可能です。

お申込みの条件は、会議室にてお話しさせていただきます。お気軽にご相談ください。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の節税額	
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額7万円
200万円	200,000円	104,000円	18,000円	126,000円
1,000万円	1,770,000円	994,000円	51,600円	361,200円

※1. 「課税される所得金額」とはその年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2. 税額は、平成18年1月1日現在の税率に基づいています。なお、定率減税は考慮していません。